

(整理番号 718 )

## 大阪地方最低賃金審議会

### 令和7年度第2回大阪府鉄鋼業最低賃金専門部会 議事要旨

1 日 時 令和7年8月28日（木）  
午後5時01分から同6時48分

2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用B会議室

3 出 席 者

公 益を代表する委員	2 名
労働者を代表する委員	2 名
使用者を代表する委員	3 名

#### 4 議 事

大阪府鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

#### 5 議事要旨

（1） 大阪府鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、労使から以下の主張が行われた。

- 労働者代表委員からは、鉄鋼・非鉄金属業の業況判断は上向いている。中小企業の経常利益、現金・預金、剰余金、内部留保は増加しており支払い能力はある。

今春闘における基幹労連加盟の鉄鋼部門中小零細企業において賃金改善が行われており、小規模事業場にも余力はある。

同一労働同一賃金、付加価値生産性の高さに見合った水準の観点から地域別最低賃金を10パーセント以上上回る水準の賃金額が必要。

等の理由から改正決定の必要性有りとの主張があった。

- 使用者代表委員からは、経済産業省の2025年9月の価格交渉促進月間の推進に係る資料によると、受注企業のコスト上昇額の価格転嫁率は5割程度で、転嫁率の向上が課題とされ、また、2025年3月の価格交

渉促進月間フォローアップ調査結果によると価格転嫁交渉が行われていないとする事業場が10.8パーセント、全く価格転嫁を行っていないとする事業場16.9パーセントあり、価格転嫁が不十分な状況がある。

等の理由から改正決定の必要性無しとの主張があった。

- (2) 全体協議、個別協議が行われたが、労使合意に至らず、次回は、本日の結果を踏まえ、引き続き改正決定の必要性の有無にかかる審議を進める旨労使双方にて確認され、審議は終了した。